

日本臨床検査医学会会員規則

平成 17 年 1 月 1 日 制定

(目的)

第1条 この規則は、日本臨床検査医学会会則第 6 条の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 この規則で会員とは、正会員、学生会員、功労会員及び賛助会員をいう。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、所定の申込用紙に氏名、住所、所属、身分を記し、会費を添えて、会長に申し込む。

2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(異動の届出)

第4条 会員は、第 3 条第 1 項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて会長に届け出なければならない。

(休会)

第5条 会員は、次の場合には休会することができる。

- (1) 留学又は休職の場合
 - (2) その他止むを得ない理由により本会が認めた場合
- 2 休会の効力は、会員からの届け出により発生し、復会の届け出により消滅する。
- 3 休会の期間が 2 年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。この場合において、延長は 1 年毎に行うものとする。
- 4 前 2 項の届け出は、書面によるものとする。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配付、会員履歴、選挙権の行使等の会員資格を停止する。

(会員資格の喪失の時期)

第6条 会則第 9 条の会員資格の喪失の時期は、退会届を本会が受理した日とし、理事会の承認を得て確定する。

(退会の届出)

第7条 退会しようとする会員は、理由を付してその旨を書面にて会長に届け出なければならない。

2 第 4 条の規定により休会の届け出をした場合において、届け出の期間を 1 年経過したときは、その日をもって退会の届け出があ

ったものとみなす。

(会員資格の停止)

第8条 会員が本会が指定した期日までに会費を納入しない場合には、その会員の資格を停止する。

(除名)

第9条 前項の規定により、会員の資格を停止した後 3 年を経過しても会費を納入しないときは、その会員を除名することができる。

(会費)

第10条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 12,000円
- (2) 学生会員 年額 7,000円
- (3) 功労会員 年額 7,000円
- (4) 賛助会員 年 1 口以上(1口 50,000円)

2 会費は毎会計年度ごとに本会の指定した期日までに全額を納入するものとする。

(評議員会費)

第11条 会則第 18 条の評議員は、評議員会費として年額 1,000 円を納入するものとする。

(臨時会費)

第12条 定期学術集会及び会誌における会員以外の連名者は、年額 2,000 円を納入するものとする。

(会費の納入)

第13条 入会者(功労会員及び賛助会員を除く。)は、当該年度の会費を入会時に納入するものとする。

2 会費(賛助会員を除く。)は、毎年 1 月から 12 月までの年度会費を毎年、前年の 12 月末日までに一括納入するものとする。

3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。

4 会員(賛助会員を除く。)が復会した場合は、復会時に当該年度の会費を納入しなければならない。

5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合又は会員でなくなった場合であっても返還しない。

第14条 この規則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

附則

1 この規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。